

職員の特殊勤務手当に関する条例附則第10項の人事委員会規則で定める作業を定める規則をここに公布する。

令和2年7月28日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第13号

職員の特殊勤務手当に関する条例附則第10項の人事委員会規則で定める作業を定める規則

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）附則第10項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）からの検体の採取
- (2) 前号に掲げる作業の補助
- (3) 患者等に面接して行う質問又は調査
- (4) 患者等の移送
- (5) 県が用意する患者等が療養を行う宿泊施設における連絡調整又は新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる作業として人事委員会が認めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。